

## 資料編

資料編では、策定の経過や、統計データ、策定の検討を行った会議体、用語説明についてまとめています。

### 内容

- 1 策定の経過
- 2 統計データ詳細
- 3 豊田市社会福祉審議会
- 4 豊田市地域福祉活動計画策定委員会
- 5 用語説明

## 1 策定の経過

年月日	実施事項
2024年 8月20日	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第1回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2024年 9月	地域福祉に関する市民アンケート調査（9月11日～9月30日）
	地域福祉に関する自治区長アンケート調査（9月5日～9月30日）
	地域福祉に関する民生委員・児童委員アンケート調査（9月～10月）
2024年 10月	福祉人材に関する事業所アンケート
2024年 10月24日	第1回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 11月14日	第2回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 11月16日	高校生・大学生意見交換会
2024年 12月11日	第3回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 12月20日	第1回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：専門人材」
2024年 12月26日	第1回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：地域人材」
2025年 1月23日	第2回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：専門人材」
2025年 1月25日	住民懇談会（コミュニティ会議福祉部会①）
2025年 1月30日	第2回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：地域人材」
2025年 3月21日	第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第2回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 6月7日	住民懇談会（コミュニティ会議福祉部会②）
2025年 6月12日	住民懇談会（旭地区）

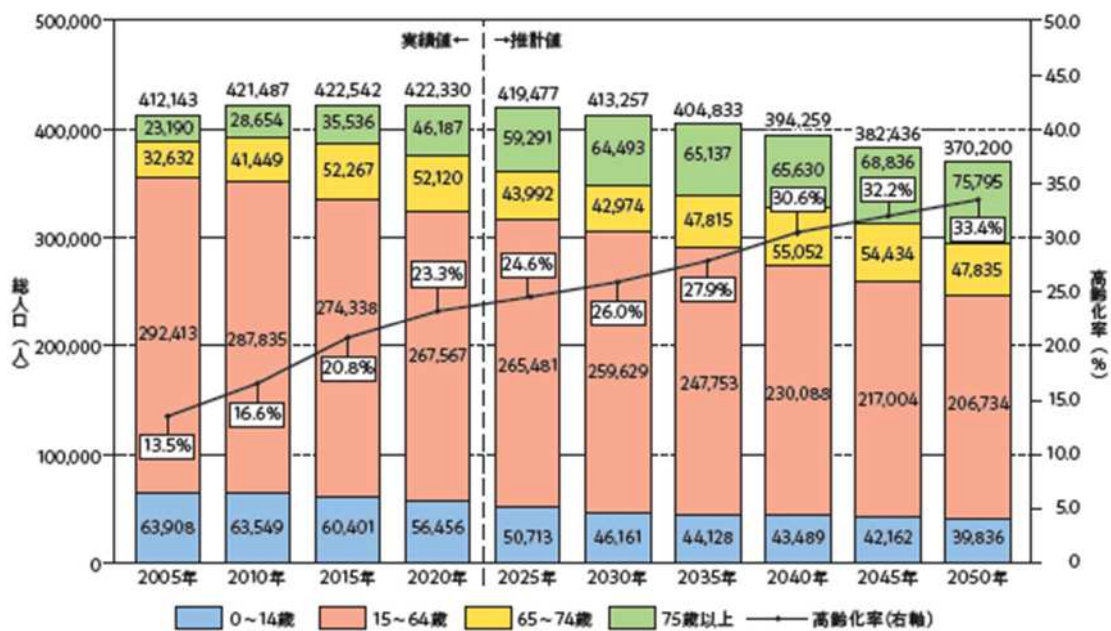
年月日	実施事項
2025年 6月16日	住民懇談会（足助地区）
2025年 6月20日	住民懇談会（小原地区）
2025年 6月23日	住民懇談会（藤岡地区）
2025年 6月25日	住民懇談会（下山地区）
2025年 6月27日	住民懇談会（稲武地区）
2025年 7月16日	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第1回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 11月14日	第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第2回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 12月12日～ 2026年 1月9日	パブリックコメントの実施
2026年 2月6日	第3回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第3回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議

## 2 統計データ詳細

### (1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、2008年のリーマンショック以降、約42万人を横ばいで推移してきましたが、2019年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の2023年推計<sup>9</sup>（図表1）によれば、2050年には約37万人となることが予測されています。また、高齢化率を見ると、今後も高齢化が一貫して進行することが見込まれます。

（図表1） ■本市の将来人口推計

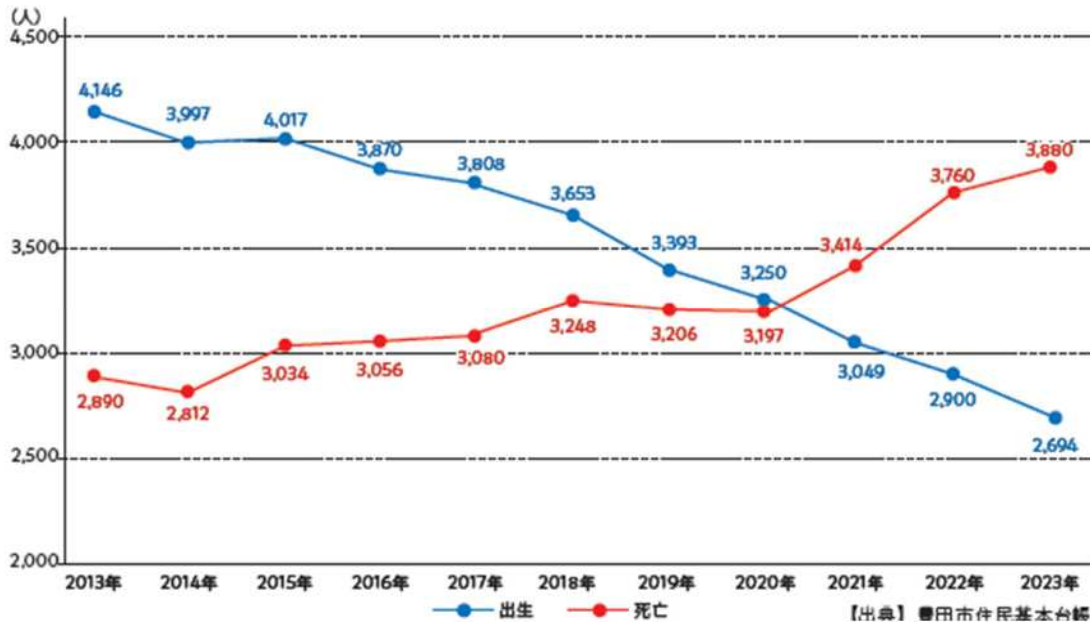


出典：第9次豊田市総合計画

元データ：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年計）」

本市の人口動態のうち、自然動態は、これまで自然増加で推移してきましたが、2021年から自然減少に転じています。晩婚化・未婚化の進行を踏まえると、出生数の更なる減少が予測され、自然減少が進展し、まちの活力維持が困難になるリスクが想定されます（図表2）。

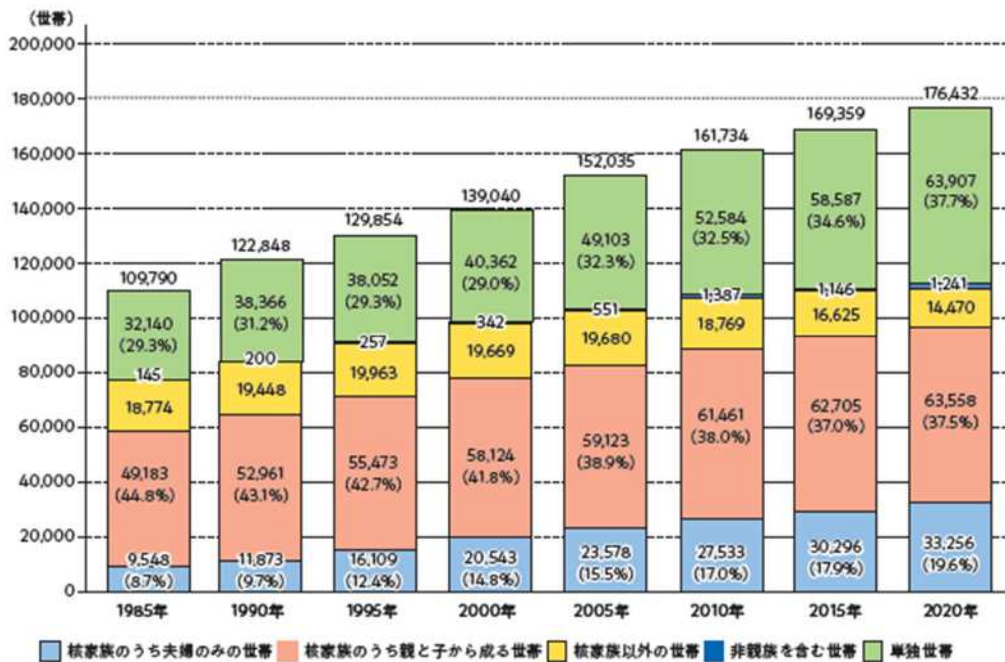
(図表2) ■本市の出生数・死亡数の推移



出典：第9次総合計画

本市の世帯数は、世帯分離等から年々増加を続けており、2020年には単独世帯が37.7パーセントと最も多く、平均世帯人員は2.36人(全国2.21人)となっています。国立社会保障・人口問題研究所の2024年推計10において、2050年には日本の平均世帯人員は1.92人になると予測されており、今後も単独世帯が増加していくことが見込まれます(図表3)。

(図表3) ■本市の世帯数の推移

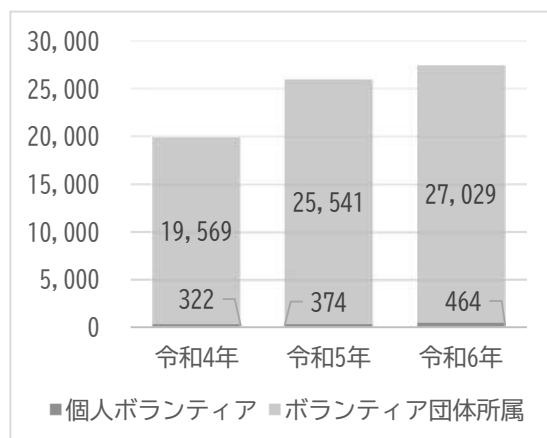


出典：第9次豊田市総合計画

## (2) ボランティアの状況

社協ボランティアセンターに登録されているボランティア数は、増加しています。また、登録者のうち、ボランティア団体に所属している人がほとんどを占めています。

### ■ボランティア登録者数の推移

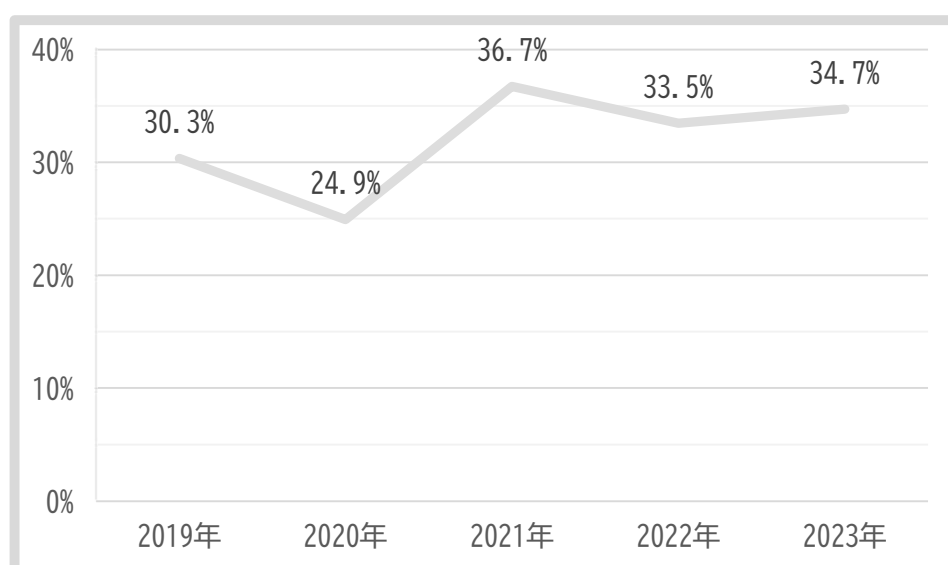


出典：社会福祉協議会資料

## (3) 財政の状況

一般会計の歳出に占める民生費（高齢者や障がいのある人、子どもへの福祉、生活保護などに係る経費）の割合は、歳出の3分の1以上を占めています。今後も、少子高齢化の進行などにより、民生費が占める割合が更に高まることが予想されます。

### ■歳出に占める民生費割合の推移



出典：豊田市統計書（一般会計目的別歳出決算額）

### 3 豊田市社会福祉審議会

#### (1) 豊田市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、豊田市社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、豊田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第3条 法第12条第1項の規定により、審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(会議の特例)

第7条 委員長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第4項中「審議会」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第5項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第6項中「議事を開き、議決を行う」とあるのは「審議する」と読み替えるものとする。

(専門分科会)

第8条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第9条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成9年条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に審議会の委員又は臨時委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則(平成12年9月27日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第79号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第8号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第35号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

附 則（平成28年9月28日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第58号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第49号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市地域自治区条例、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例、豊田市行政不服審査会条例、豊田市財産区まちづくり支援条例、豊田市財産区管理会条例、豊田市生涯学習審議会条例、豊田市文化財保護条例、豊田市スポーツ推進審議会条例、豊田市社会福祉審議会条例、豊田市食育推進会議条例、豊田市感染症診査協議会条例、豊田市開発審査会条例、豊田市建築審査会条例、豊田市国民保護協議会条例及び豊田市防災会議条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## (2) 豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体など	備考
安藤 敏市	豊田市民生委員児童委員協議会	
伊藤 大介	日本福祉大学 社会福祉学部	
稲垣 令一	高齢者クラブ連合会	～2025年4月24日
神田 りつ子	市民公募	2025年7月1日～
小松 理佐子	日本福祉大学	分科会長
阪田 征彦	社会福祉法人 無門福祉会ライフサポート むもん	
坂元 玲介	とよた多世代参加支援プロジェクト	～2025年6月30日
佐合 恭治	市民公募	～2025年6月30日
佐野 真二	豊田市区長会	～2025年5月11日
鈴木 聖人	とよた多世代参加支援プロジェクト	2025年7月1日～
武田 恭弘	豊田市高齢者クラブ連合会	2025年4月25日～
成瀬 和美	豊田市区長会	2025年5月12日～
松本 清彦	一般社団法人 豊田市身障協会	
松山 剛久	愛知県弁護士会	2025年7月1日～
村瀬 和好	市民公募	～2025年6月30日
安田 明弘	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会	副分科会長
山田 美津子	豊田市ボランティア連絡協議会	
山村 史子	学校法人日本教育財団 名古屋医専	
湯原 悦子	日本福祉大学 社会福祉学部	2025年7月1日～

## 4 豊田市地域福祉活動計画策定委員会

### (1) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(平成30年6月27日規程第48号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の理念や経営方針を基盤とし、市民及び社会福祉関係者と相互に協力して、豊田市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に必要な事項を協議するために、策定委員会を設置する。

(役割)

第3条 策定委員会は、活動計画の策定に関して、次の事項を協議するものとする。

(1) 策定手順

(2) 活動計画内容

(3) 行政が策定する豊田市地域福祉計画との整合

2 策定委員会は、策定にあたっての進捗状況ならびに活動計画案を、本会会長に報告するものとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

(1) 自治区長

(2) 民生委員児童委員

(3) 支所推進委員会委員

(4) 地域福祉活動実践者

(5) 福祉団体関係者

(6) 福祉関係事業所関係者

(7) 見識者

(8) 学識経験者

(9) 行政関係者

(10) その他、本会会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内で本会会長が委嘱する期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第6条 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、日額4,500円の報酬を支給する。ただし、本会会長が特に必要と認めた者は、日額19,700円以内において、報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員が豊田市及びその機関等に勤務する一般職に属する公務員である場合は、これを支給しない。

3 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、旅費を支給する。ただし、県内在住・在勤の委員についてはこの限りではない。

4 地域福祉活動推進委員会が同日に開催される場合は、重複して委員報酬及び旅費を支給しない。

(運営)

第7条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は委員会を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、本会地域福祉推進室に置く。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

## (2) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体など	備考
五十嵐 義尚	連合愛知豊田地域協議会	2025年11月1日～
小野 英鑛	豊田市高齢者クラブ連合会	2025年7月1日～
加藤 国治	豊田市介護サービス機関連絡協議会	2024年7月1日～
木本 光宣	NPO法人ユートピア若宮	2024年7月1日～
倉橋 学	豊田市区長会	副委員長 2025年7月1日～
近藤 鐘幸	豊田市区長会	副委員長 2024年7月1日～ 2025年6月30日
酒井 保彦	豊田市自主防災会連絡協議会	2024年7月1日～
杉山 勝久	豊田市民生委員児童委員協議会	2024年7月1日～ 2026年1月31日
竹ヶ原 利博	連合愛知豊田地域協議会	2024年7月1日～ 2024年10月31日
武田 恭弘	豊田市高齢者クラブ連合会	2024年7月1日～ 2025年6月30日
寺岡 裕	地域包括支援センターくらがいけ	2024年7月1日～
永田 祐	学識経験者(同志社大学教授)	委員長 2024年7月1日～
中屋 浩二	梅ヶ丘学園	2024年7月1日～
伴 幸俊	豊田地域医療センター 地域医療人材育成センター	2024年7月1日～ 2025年10月31日
松山 剛久	豊田市成年後見・法福連携推進協議会	2024年7月1日～
深川 政行	豊田市民生委員児童委員協議会	2026年2月1日～
藤江 貴紀	豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会	2024年7月1日～
八鍬 幸雄	ボランティアセンター運営委員会	2024年7月1日～
山内 洋子	藤岡支所推進委員会	2024年7月1日～
山村 史子	とよた市民福祉大学運営委員会	2024年7月1日～
吉橋 恵美子	豊田地域医療センター 地域医療人材育成センター	2025年11月1日～

## 5 用語説明

### あ

#### ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術

#### アウトカムの評価

福祉・地域づくり・行政計画のどの分野でも事業の本当の成果を測るために欠かせない視点。アウトプット（活動量）ではなく、「その結果、人や地域がどう変わったか」を測るのがアウトカム評価

#### アウトプット指標

事業や施策が「どれだけ実施されたか」を数量で示す指標のこと。行政計画・福祉計画・事業評価などで必ず使われる概念で、アウトカム指標（成果）とセット

#### アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない利用者に対し、専門職が地域に出向いて対面し、潜在的なニーズを引き出すために行う支援方法

#### アセスメント

「対象を客観的に調査・評価すること」を意味し、介護・福祉・医療・教育・ビジネスなど幅広い分野で使われる重要なプロセス。特に福祉分野では、利用者の状態やニーズを把握し、最適な支援計画を作るための基盤となる

#### 意思決定支援

本人が自らの意思に基づいて生活やサービスを選択できるよう支える支援

#### 意思決定フォロー

本人の「こうしたい」という思いを尊重しながら、一緒に考え、意思決定を後押しする身近な支持者のこと

#### 居場所づくり

地域福祉・教育・まちづくりのどの分野でも核になる取組。制度やサービスだけでは支えきれない「人のつながり」「安心できる場所」を地域の中に増やすことで、孤立を防ぎ、誰もが自分らしく過ごせる環境を整えることが目的

#### 入口支援・出口支援

##### 入口支援

犯罪や非行に至る前、または刑事手続の初期段階で行う支援のこと

##### 出口支援

刑務所・少年院などの矯正施設から出る人の社会復帰を支える支援のこと

#### エンディングノート

自分のもしもの時に備えて、医療・介護・葬儀・財産・連絡先・大切な思いなどを家族へ伝えるために書き残すノート。法的効力はないが、家族の負担を大きく減らし、本人の希望を明確にできる

### か

#### 喀痰吸引研修

喀痰吸引研修（正式名称：喀痰吸引等研修）は、介護職員などが「痰の吸引」や「経管栄養」を安全に実施できるようになるための国指定の研修。厚生労働省が制度化しており、研修は基本研修＋実地研修で構成されている

## 官民連携プラットフォーム

行政(官)と民間(企業・大学・NPO など)が地域課題の解決やスマートシティ・SDGsの推進のために協働するための公式な仕組み

## 強度行動障がい支援者養成研修

強度行動障がいのある人への専門的で安全な支援を行うための国指定研修で、基礎研修と実践研修の2段階で構成されている

## 協力雇用主

犯罪や非行をした人(刑務所出所者・少年院退所者・保護観察中の人など)の雇用を通じて社会復帰を支える民間企業のこと

## 居住サポート住宅

2025年10月に開始された新制度で、高齢者・障がい者・低所得者など住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、入居中の見守り・安否確認・福祉サービスへのつなぎなどのサポートが付いた賃貸住宅

## 刑事司法関係機関

罪の捜査・起訴・裁判・矯正・更生支援など、刑事司法の各段階に関わる公的機関の総称であり、警察、検察庁、裁判所、刑務所・少年院などの矯正施設、保護観察所などが含まれる

## 刑余者

過去に刑罰を受けたことのある人

## 権利擁護

「権利を守る」という意味にとどまらず、本人が自分らしく生きるための力を支え、権利侵害を未然に防ぎ、必要なときに代わって権利を主張する一連の取組を指す

## 権利擁護基金

判断能力が不十分な人や身寄りのない人を地域で支えるために、寄付を原資として成年後見・生活支援・身元保証代替支援などに活用される地域の支援基金

## 権利擁護支援

高齢者・障がい者・こども・生活困窮者など支援が必要な人の権利を守り、その人らしい生活を実現するための支援

## 権利擁護支援チーム

本人の権利を守るために、後見人・福祉・医療・行政・地域の関係者がチームとして継続的に連携し、本人の意思や生活を支える仕組み

## 更生保護女性会

犯罪・非行の予防や、犯罪をした人・非行少年の立ち直り支援、そして青少年の健全育成を目的に活動する全国規模の女性ボランティア団体

## コミュニケーション支援ボード

話し言葉でのコミュニケーションが難しい人(知的障がい・自閉症・聴覚障がい・外国人・高齢者など)が、絵や文字を指さすことで意思を伝えられる支援ツール。全国の自治体・警察・消防・交通機関でも導入されており、災害時や窓口対応でも活用されている

## コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

Community Social Worker(コミュニティソーシャルワーカー)の略称。地域の困りごとに対し、制度・人材・サービスを組み合わせ、調整やコーディネートを行う専門職

## 再犯防止

犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように支援する取組であり、法務省は「安全で安心な社会の実現のために不可欠」と位置づけている。日本では再犯者が検挙人員の約半数を占めており、就労・住居・福祉支援の不足が再犯の大きな要因とされている

## 再犯防止推進計画

国や自治体が犯罪を繰り返させないための支援を体系的に進めるために作る計画

## 再犯防止推進法

再犯防止推進法（正式名称：再犯の防止等の推進に関する法律）は、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援し、再犯を減らすために国と自治体の責務・施策を定めた法律

## 市民後見人

弁護士や司法書士などの専門資格を持たない一般市民が、家庭裁判所から選任されて成年後見人として活動する人。地域に暮らす市民として、本人に寄り添いながら金銭管理や生活上の契約支援を行う役割がある

## 市民後見人バンク登録チーム

自治体が市民後見人制度を運用する際に、市民後見人候補者（バンク登録者）を支えるための小さな専門チーム

## 社会的孤立の問題

人とのつながりや社会的な支援が乏しく、必要な助けにアクセスできない状態が継続することを指す

## 社会福祉連携推進法人

2022年の社会福祉法改正で創設された、複数の社会福祉法人がゆるやかに連携しながら地域の福祉課題に取り組むための新しい法人制度

## 住宅確保要配慮者

「住宅の確保に特に配慮が必要な人」を指し、住宅セーフティネット法で定義されています。高齢者・障がい者・低所得者・ひとり親・DV被害者・刑務所出所者など、多様な人が含まれる

## 住民福祉教育

住民が福祉を自分ごととして理解し、地域の担い手として関わる力を育む学習プロセス

## 消福医連携

消防（消）・福祉（福）・医療（医）が連携し、災害時や平時において支援が必要な人を切れ目なく支えるための協働体制を指す

## スポットワーク

数時間～1日単位で働ける単発・短時間の雇用型バイトのこと

## 生活困窮者自立支援事業

生活に困っている人が自立に向かえるよう、相談支援・住まい・就労・家計改善などを包括的に支える制度

## 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の権利を守るために、家庭裁判所が選任した後見人が財産管理や契約手続きを支援する制度

## 成年後見制度利用促進法

成年後見制度が十分に利用されていないという課題を受けて、国が制度の利用を増やし、地域で支える仕組みを整えるために制定された法律

## セーフティネット後見

身寄りがない人や家族の支援が得られない人でも、必要なときに成年後見制度を利用できるよう、自治体や社会福祉協議会などが最後の砦（セーフティネット）として後見人の確保や申立て支援を行う、地域における権利擁護の仕組み

## セーフティネット住宅

セーフティネット住宅とは、「住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・低所得者・子育て世帯など）の入居を拒まない」と国に登録された賃貸住宅のこと。空き家・空き室を活用し、家賃補助や見守り支援が受けられる仕組み

## 潜在人材

現時点では働いていない・活躍していないが、適切な支援や環境があれば力を発揮できる人材

## 専門職後見人

家庭裁判所が成年後見人として選任する際に、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門資格を持つ職業人が担う後見人。親族後見人が難しいケースで選任されることが多く、財産管理や身上監護を専門的に行える点が特徴

## ソーシャルアクション

社会課題を解決し、より良い社会をつくるために行われる行動や取組の総称

た

## タスクシフト・タスクシェア

人手不足が深刻化する中で、専門職が本来の専門性を発揮できるように、業務（タスク）を適切に移し替えたり、分担したりする考え方

## 縦割り

組織が部門ごとに分断され、横の連携が弱い状態を指す

## 地域共生社会の在り方検討会議

厚生労働省が 2024 年 6 月に設置した有識者会議で、地域共生社会の実現に向けた制度・支援体制の見直しを議論する場

## 地域づくりミーティング

地域住民・団体・行政が集まり、地域の課題や未来の姿について対話し、つながり、行動につなげるための話し合いの場

## 地域連携ネットワーク

地域の社会資源（福祉・医療・行政・司法・地域住民など）をつなぎ、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐための地域の支え合いの仕組み

## 中核機関

成年後見制度や権利擁護支援を必要とする人を地域で切れ目なく支えるための司令塔となる自治体の機関

## DWAT（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時に、避難所や在宅で避難する高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に生活支援を行う福祉専門職のチームであり、災害関連死を防ぐための福祉支援の要として国や都道府県が整備を進めている組織

## とよたSDGsパートナー制度

豊田市と企業・団体が連携し、SDGsの達成や地域課題の解決に取り組むための公式パートナー制度

## 豊田市SDGs認証制度

豊田市内の事業者が行うSDGsの取組を点数化して評価し、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階で認証する制度

## とよた市民福祉大学

地域における福祉活動の担い手を育成するために、社会福祉協議会が主催となって開催する講座。「福祉入門コース」と「家庭介護コース」から成る

## とよた多世代参加支援プロジェクト

豊田市の重層的支援体制整備事業の中核として、既存制度では対応しきれない「小さな困りごと」に対し、民間事業所が連携して新しい支援メニューを生み出す取組

は

## 8050問題

80代の親と、50代のひきこもり状態の子どもが同居し、生活が困窮・孤立してしまう問題

## ピアサポート

同じ経験や悩みを持つ仲間（Peer）同士が、対等な立場で支え合う支援。専門職の支援とは異なり、当事者同士だからこそ生まれる共感・安心感・回復力が大きな特徴

## 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しく、円滑な避難のために特に支援が必要な人

## 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者（災害発生時などに自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要な人）の生命・身体を守るため、住所、名前などの情報を記載した名簿（対象者本人の同意を得たうえで、行政が日頃から名簿を自治体などの地域の組織や、消防団、警察などに提供する）

## 福祉風土の醸成

地域共生社会を進めるうえで欠かせない土台づくりの考え方。制度やサービスを整えるだけでは地域は変わらず、住民一人ひとりの価値観・行動・関係性が「福祉的」になることが重要だという視点

## プラットフォーム

地域の多様な主体（住民、NPO、行政、専門職）がつながり、課題を共有し、協働するための場や仕組み

## 包括的な相談支援体制

地域のあらゆる生活課題（高齢・障がい・子育て・貧困・孤立など）を断らずに受け止め、多機関が連携して継続的に支えるための市町村の仕組み。厚生労働省は「断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援」を一体的に行う体制として位置づけている

## 包括連携企業

自治体と包括連携協定を結び、幅広い分野で継続的に協働する企業

## 包摂的

異なるもの・多様な人々を排除せずに受け入れ、一つの社会や仕組みの中に含めること

## 法福連携推進協議会

法律（法）と福祉（福）の専門職・機関が連携し、成年後見制度や権利擁護支援を地域で推進するために自治体が設置する協議会

## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員

## 保護司会

保護司の活動を支えるために組織された地域団体

## ま

### まちの状態指標

まちの状態指標は、「地域がどんな状態にあるのか」を客観的に把握するための指標。

行政計画（地域福祉計画・総合計画・重層的支援体制整備事業など）でよく使われ、

アウトカム指標（成果）を測るためのまち全体の健康診断のような役割を果たす

### 身寄り問題

頼れる家族や親族がいない、または機能していないために、生活や医療・介護の場面で支障が生じる問題

### メタバース

メタバースとは、インターネット上に構築された3次元の仮想空間で、アバター（自分の分身）を使って他者と交流したり、仕事・学習・買い物・イベント参加などを行える新しいデジタル空間のこと

## や

### ヤングケアラー

本来大人が担うはずの家事や家族の介護・世話を、日常的に行っているこどものこと。こども家庭庁は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども」と定義し、国・自治体が支援すべき対象としている

## ら

### 理解啓発事業

特定の社会課題について、住民や関係者の理解を深め、行動の変化を促すための取組全般を指す。福祉・防災・人権・教育など、あらゆる分野で実施されている

### ロジックモデル

事業や施策が「どうすれば目的を達成できるのか」を、インプット→活動→アウトプット→アウトカム→インパクトの因果関係で整理した見える化の設計図

## わ

### 若者サポートステーション事業

15～49歳の「働くことに悩みを抱える若者」を対象に、就労に向けた相談・訓練・職場体験・定着支援までをワンストップで行う国の事業